

第 1 0 7 号議案

足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 2 0 年 9 月 2 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成 1 2 年足立区条例第 6
0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 4 条第 2 項中「となった職員」の次に「、同法第 2 6 条の 5 第 1 項
の規定による自己啓発等休業中の職員」を加え、「公益法人等への一般職
の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方
公務員の派遣等に関する法律」に改め、「その休職」の次に「、自己啓発
等休業」を加える。

付 則

この条例は、平成 2 0 年 1 2 月 1 日から施行する。

（提案理由）

自己啓発等休業制度につき幼稚園教育職員の給与上の取扱いを定めると
ともに、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の改正
に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。